

# 鴻巣市立川里中学校PTA会則

(名称および事業所)

第1条 本会は鴻巣市立川里中学校PTAと称し、事務所を鴻巣市立川里中学校におく。

(目的)

第2条 本会は次の各号を目的とする。

- 1 会員相互の連絡を密にし、親睦をはかりつつ教養を高める。
- 2 家庭・学校・社会における青少年の福祉を増進する。
- 3 教育の理解を深め、これを推進する。
- 4 学校内の施設設備の改善充実に協力して、生徒の学力及び体力の向上を図る。

(活動)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 家庭・学校及び社会における生徒の福祉向上の増進
- 2 家庭と学校との連絡をはかり生徒の校外生活の補導
- 3 学校と教育環境の整備
- 4 民主教育に関する研究と推進
- 5 会員の教養の向上
- 6 その他本会の目的に必要な活動

(会員および会費)

第4条 本会は川里中学校生徒の父母またはその代理者及び職員をもって会員とする。

第5条 本会の会費は一家庭 年3,000円とし、6月30日までに納入する。

(役員)

第6条 本会には次の役員をおく。

- |             |    |             |     |
|-------------|----|-------------|-----|
| 1 会長        | 1名 | 5 監事(前年度会計) | 2名  |
| 2 副会長       | 4名 | 6 参与(学校長)   | 1名  |
| 3 会計(含 教頭)  | 3名 | 7 顧問(前会長)   | 1名  |
| 4 幹事(教務主任等) | 1名 | 8 学級役員      | 12名 |

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は会務を統轄し、本会を代表する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代理する。
- 3 会計は会計事務にあたる。
- 4 幹事は庶務にあたる。
- 5 監事は会計を監査する。

(役員を選出)

第8条 本会の役員を選出は次のとおりとする。

- 1 会長は執行部会の互選とし、総会の承認を受ける。但し、会員から選出することもできる。

- 2 副会長は執行部会で選出し、会長の同意を得て総会の承認を受ける。
- 3 会計は執行部会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 学級役員は学級から地区を問わず3名選出し、そのうち1名が執行部理事となる。
- 5 1、2年生から選出された執行部理事の中から次年度の会長を選出する。
- 6 幹事は執行部会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 7 監事は執行部会で選出し、総会の承認を受ける。
- 8 特別支援学級の保護者は、原則として、役員から免除する。
- 9 会長を務めた保護者は、原則として、次年度以降本校での役員から免除する。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。顧問は会長の諮問に応じ随時会議に出席し、必要な意見を述べることができる。

(総会及び執行部会)

第10条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

第11条 定期総会は年1回とし、年度始めに行う。

第12条 総会の内容は次の通りとする。

- 1 前年度の事業報告並びに収支決算の承認
- 2 新年度の事業計画並びに収支予算の審議決定
- 3 役員承認

第13条 臨時総会は緊急事項の審議決定をなし、次の場合に召集する。

- 1 全員が必要と認めたとき
- 2 執行部会が必要と認めたとき

第14条 総会は執行部会の決議により、書面開催にかえることができる。

第15条 総会の決議は、会員の過半数で決める。委任状をもって代えることができる。

第16条 会長・参与・副会長・会計・幹事をもって執行部理事とし執行部会を構成し、必要に応じて会長が召集する。

附則	昭和53年5月13日一部改正	平成13年5月19日一部改正
	昭和58年4月1日一部改正	平成27年4月30日一部改正
	昭和59年5月1日一部改正	平成29年5月2日一部改正
	昭和62年5月13日一部改正	平成30年5月2日一部改正
	昭和63年4月26日一部改正	令和4年4月28日一部改正
	平成3年5月9日一部改正	令和5年4月28日一部改正
		令和6年3月19日一部改正